

メディアを有効活用できる可能性があるのでしょうか。

平成20年3月に幼稚園教育要領が改訂され、「近年の子ども達の育ちの変化や社会の変化に対応し、発達や学びの連続性及び幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を確保し、計画的に環境を構成することを通じて、幼児の健やかな成長を促す」ことが基本方針として示されました。

同時期に厚生労働省告示となった保育所保育指針は、次世代育成社会に柔軟に対応する保育所機能・保育内容を求めています。多様で柔軟な取り組みを期待されるなか、メディアを日々の保育活動に取り入れることを、要領や指針と絡めて3つの視点から考えてみたいと思います。

子育て支援に活用する

第一に地域の子育て支援の拠点として、「すべての子育て家庭を対象」に情報提供や相談の窓口となることが期待されています。すべての子育て家庭に対して、個別に対応することは難しいので、頻度が多いと思われる質問や情報をホームページやブログ、固有なケースにはメールなどを利用して発信する方法は有効です。

保育の記録を活用する

第二に小学校との連携が強化され、すべての保育所入所児童について、保育所から就学先となる小学校へ保育所児童保育要録を送付することになりました。子どもの日々の発達を継続的に捉えて、記録する作業を効率的かつ豊富な内容にするために、ビデオカメラ、デジカメはもちろん記録の保管や現状分析のために再生がすぐにできる、また記録情報を職員同士がリアルタイムで共有しやすいなどメディアを活用することができます。

研修に活用する

第三にこれまで以上に保育者の専門性が求められてきています。研修体制が確立しつつあり、研修の場では子どもの具体的な資料を検討することがあります。そのために必要な子どもの発達記録をとるために、メディアを効果的に活用することを指針では明記しています。これからの専門性のひとつとして、メディアの活用技術は保育者に必要となってくるでしょう。

厚生労働省は「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の「保育を支える基盤の強化」のなかに「評価の充実」や「保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用」をあげています。保育の実情は各地域によって多様であることを踏まえて、評価のための客観的データを積み上げ、次の保育につなげていくことが必要です。

(第2章1-(2)評価を充実させるためのメディア活用の項に詳しく書かれています)